

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		特定地域における工業用機械等の特別償却（過疎地域）
2	要望の内容		<p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）に係る特別償却制度を、2年間延長すること。</p> <p>延長：2年間</p> <p>特別償却率： 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額：2,000万円超</p>
3	担当部局		農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期		平成22年6月～8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		<p>昭和45年創設</p> <p>平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加 (直近10年)</p> <p>平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加</p> <p>平成17年度：適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度：適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度：適用期限の1年延長</p> <p>平成22年度：過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加</p>
6	適用又は延長期間		2年間
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成22年3月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般6年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることにより、過疎地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第30条 「過疎地域内において製造の事業、（中略）租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」 ○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定） 「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。」 ○「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定） 「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」

		<p>○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持（中略）の取組を推進する。」</p>																																	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《施策分野》</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>																																	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>年平均人口減少率を 1.0% 以内に抑制（平成 32 年度）</p> <p>（基準値：H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>若者定住促進を中心とした U J I ターン等を通じた就業機会の拡大及び産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するとともに、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与する。</p>																																	
8	有効性等	<table> <tr> <td>① 適用数等</td> <td>適用者数</td> <td>件数</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>79 件</td> <td>758 件</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>64 件</td> <td>821 件</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>44 件</td> <td>360 件</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度（見込み）</td> <td>62 件</td> <td>646 件</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度（見込み）</td> <td>57 件</td> <td>609 件</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>② 減収額</td> <td>平成 19 年度</td> <td>11 億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 20 年度</td> <td>15 億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 21 年度</td> <td>5 億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 22 年度（見込み）</td> <td>11 億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 23 年度（見込み）</td> <td>11 億円</td> </tr> </table>	① 適用数等	適用者数	件数	平成 19 年度	79 件	758 件	平成 20 年度	64 件	821 件	平成 21 年度	44 件	360 件	平成 22 年度（見込み）	62 件	646 件	平成 23 年度（見込み）	57 件	609 件	② 減収額	平成 19 年度	11 億円		平成 20 年度	15 億円		平成 21 年度	5 億円		平成 22 年度（見込み）	11 億円		平成 23 年度（見込み）	11 億円
① 適用数等	適用者数	件数																																	
平成 19 年度	79 件	758 件																																	
平成 20 年度	64 件	821 件																																	
平成 21 年度	44 件	360 件																																	
平成 22 年度（見込み）	62 件	646 件																																	
平成 23 年度（見込み）	57 件	609 件																																	
② 減収額	平成 19 年度	11 億円																																	
	平成 20 年度	15 億円																																	
	平成 21 年度	5 億円																																	
	平成 22 年度（見込み）	11 億円																																	
	平成 23 年度（見込み）	11 億円																																	

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H19～H21)</p> <p>本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能となる。</p> <p>引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p> <p>これまでの実績では、雇用増加人員では、平成19年度2,454人、平成20年度2,367人、平成21年度1,340人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>また、本特例措置により、平成24年度までの雇用増加人員は6,161人と見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されるところである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H19～H21)</p> <p>本特例措置により、過疎地域への企業や旅館等の進出を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域における人口減少の抑制につながるものである。</p> <p>しかし、過疎地域の現状をみると、引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き当該措置の延長が必要である。</p> <p>前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度485万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円（推計値）となっている。</p> <p>本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、上記7の③に記載した達成目標に変更することとした。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H19～H21)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成19年度11億円、平成20年度15億円、平成21年度5億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に大きな影響があるものと考えられる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H19～H21)</p> <p>引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p>
--	-----------------------	--

9	相当性	① 稟税特別措置等によるべき妥当性等	初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、過疎地域への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域の活力の低下がみられる過疎地域内に引き続き企業を誘致し、就業機会を拡大することといった、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化につながるものである。</p> <p>また、UJIT TURN等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとなる。</p>
10	有識者の見解	<p>対象となる地域においては、地理的要因等により自助努力のみでは産業の自立的振興には限界があるため、外在的にこれらの稟税特別措置により新たな資本投下の呼び水とすることには意義があると考える。</p> <p>また、抜本的に地域の産業基盤を強化するための施策と組み合わせて実施することにより、より効果的になろうと考える。</p>	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

減収見込額積算根拠

(22年度見込み)

1, 097百万円

(計算根拠)

平成19年度：758件（実績）

3, 965, 111千円 × 0.300 = 1, 189, 533千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成20年度：821件（実績）

5, 135, 568千円 × 0.300 = 1, 540, 670千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成21年度：360件（実績）

1, 869, 658千円 × 0.300 = 560, 897千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

計 1, 939 件

3, 291, 100千円

(平成19年度～21年度平均)

646 件

1, 097, 033千円

減収見込額積算根拠

(23年度見込み)

1, 066百万円

(計算根拠)

平成20年度：821件（実績）

5, 135, 568千円 × 0.300 = 1, 540, 670千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成21年度：360件（実績）

1, 869, 658千円 × 0.300 = 560, 897千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

平成22年度：646件（見込み）

3, 656, 779千円 × 0.300 = 1, 097, 033千円

(特別償却実績額)

(法人税率)

計 1, 827 件

3, 198, 600千円

(平成20年度～22年度平均)

609 件

1, 066, 200千円